

令和4年度 スマートシティ YAIZU プラットフォーム構築業務委託  
仕様書

令和4年7月

焼津市デジタル戦略課

# 目次

第一章	総則	1
	（適用）	1
	（目的）	1
	（準拠する法令等）	2
	（事業期間及び契約）	2
第二章	業務概要	2
	（業務概要）	2
第三章	システム基本要件	4
	（概要）	4
	（システム要件）	4
	（データセンターに関する環境）	4
	（システム利用形態）	5
	（システムの動作環境）	5
第四章	機能要件	6
	（計画準備）	6
	（データ連携基盤）	6
	（データ連携基盤を活用したサービス）	7
第五章	非機能要件	9
	（個人情報保護）	9
	（操作研修実施・マニュアル作成）	9
	（検証・調整期間における管理）	9
	（導入効果調査分析）	11
	（成果物）	11
第六章	その他	13
	（関連業務との連携）	13
	（独自提案）	13
	（疑義）	13

## 第一章 総則

### (適用)

第1条 本仕様書は、焼津市（以下、「発注者」という。）が発注する「令和4年度スマートシティ YAIZU プラットフォーム構築業務（以下、「本業務」という。）」に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

### (目的)

第2条 発注者は「第6次焼津市総合計画第2期基本計画」で、「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる水産文化都市 YAIZU」を将来像として掲げ、施策を超えた横断的な取り組みを推進している。

また、デジタル技術やデジタルデータを活用し、より質の高い行政サービスの提供と、地域の活性化を進め、豊かで快適な新しい暮らしの実現に向け、デジタルトランスフォーメーションを進めていくため、発注者の方針と具体的な戦略を示す「焼津市 DX 推進計画」を令和3年11月に策定しており、その中で「官民連携データ活用組織の構築」を将来に向けたリーディングプロジェクトとして位置づけている。

本事業においては、行政と民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とするスマートシティ YAIZU プラットフォームを構築することで、分野間・地域間のデータ流通を可能とし、地域課題の解決、新たなサービスの創出による生産性の向上、地域活性化を図ることを目的とする。

なお、本年度は、本事業にて、データ連携基盤整備並びに地域活性化（さかなのまち焼津 ICT を活用した地域活性化）及び、防災（逃げ遅れゼロ！わかりやすい災害情報発信）に焦点を当てたサービスを実装する。

#### (1) 「さかなのまち焼津」ICT を活用した地域活性化（以下、地域活性化サービス）

地域の主要産業である水産加工業の売上拡大、ふるさと納税の寄附額増加等の更なる推進を図るため、地域活性化に関連するデータを連携する。連携したデータをダッシュボードや分析ツール上で可視化することで、データドリブンによる地域事業者の稼ぐ力の向上を図るとともに、観光・産業の活性化を実現する。

#### (2) 逃げ遅れゼロ！わかりやすい災害情報発信（以下、防災情報サービス）

防災情報伝達手段の多様化、防災・減災意識の向上を図るため、防災に関連するデータを連携する。連携した防災データをダッシュボード上で表示。さらに都市 OS と連動した災害情報の配信サービスを構築し、市 LINE 等への自動配信を実現。市民への「よりわかりやすい」情報伝達により、迅速な避難活動を促進する。

(準拠する法令等)

第3条 本業務実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (2) 焼津市個人情報保護条例（平成 14 年焼津市条例第 35 号）
- (3) 焼津市財務規則（昭和 40 年焼津市規則第 13 号）及び関係諸規則
- (4) その他の関係法令、諸規定、通達等

(事業期間及び契約)

第4条 本業務の事業期間及び契約については以下のとおりとする。

(1) 委託業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(2) 契約

本業務は、公募型プロポーザルにて選出された優先交渉権者と随意契約にて契約を締結する。  
なお、優先交渉権者が辞退した場合、次点候補者と提案内容の確認を行い、その結果に基づき契約を締結する。

## 第二章 業務概要

(業務概要)

第5条 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書（運営規約の策定）

受注者は、各業務の円滑な運営、品質管理を目的とした、プロジェクト計画書を策定し、発注者の承認を得て本業務を遂行すること。

(2) 実施体制

受注者は、本業務の遂行を確実に実施体制を確保し、提案時に体制を提示すること。

(3) 会議運営

- ① 受注者は本業務の遂行において、発注者と協議、報告等を目的とした会議体を月一回以上開催し、プロジェクトに責任を持つものが出席すること。その他、関係者の判断により、必要に応じて開催すること。
- ② 会議体の運営は受注者が主体となり、議事録、課題管理表等を作成すること。

第6条 スケジュール（想定）

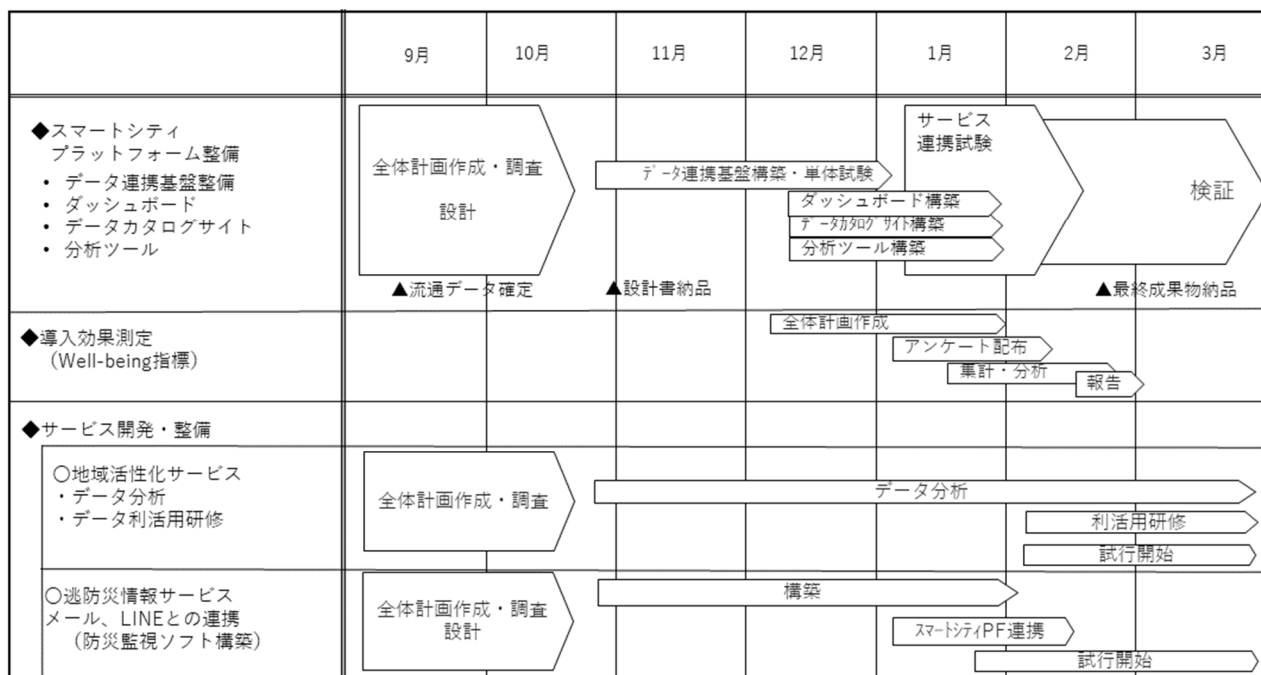


図 1 スケジュール

第7条 スマートシティ YAIUZU プラットフォーム 機能要件

(1) データ連携基盤環境整備（設計・構築・試験）

受注者は、行政と民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とするデータ連携基盤の構築とデータ連携のための仕組みを実装し、API 開発を行う。

(2) データ連携基盤を活用したサービス開発（地域活性化サービス、防災情報サービス）

受注者は、発注者のデータ連携基盤を活用したサービスの企画・検討、開発、導入、構築を行う。

第8条 スマートシティ YAIUZU プラットフォーム 非機能要件

(1) 個人情報保護等、スマートシティ YAIUZU プラットフォームで流通するデータのセキュリティ要件定義

(2) スマートシティ YAIUZU プラットフォームを維持運営するための研修

(3) 分析環境・分析ダッシュボードの操作研修

(4) 検証・調整期間管理業務

構築した、スマートシティ YAIUZU プラットフォームの検証・調整期間のシステム管理を行う業務

(5) 導入効果分析（Well-Being 指標測定、分析等）

### 第三章 システム基本要件

#### (概要)

第9条 行政や民間の有する様々なデータの集積・共有・活用を可能とするオープンなデータ連携基盤を構築し、地域活性化、防災に関するサービスをインターネットに接続された各種端末（パソコン、スマートフォン等）において利用者に提供する

#### (システム要件)

第10条 システムの基本的な要件は次のとおりとする。

- (1) デジタル庁が提供するデータ連携基盤のコアとなる部品、データ仲介機能（ブローカー）を採用した構成とすること。
- (2) 内閣府により令和2年3月31日策定された「スマートシティリファレンスアーキテクチャ・ホワイトペーパー」に準拠した構成とすること。
- (3) 将来性を考慮した持続可能なシステム稼働環境を実現し、システム全体として導入後、令和5年度以降も保守可能な構成とすること。
- (4) 政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠する、又はデータ連携のための標準（データモデル）に準拠したデータの提供を行うこと。
- (5) 令和4年度は地域活性化及び防災をテーマとしたAPI開発、サービス開発等を行う。
- (6) データ連携にあたってはデータ提供者と協力し、データ連携のための仕組みを実装する。
- (7) 計画的なメンテナンス等を除き、24時間365日稼働とする。
- (8) 契約期間中のデータ連携基盤の運用保守管理は、受注者が実施する。
- (9) 「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」（総務省）を参考としながら適切なセキュリティ対策を実施するものであること。なお、提案書に合わせてスマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート（別紙1）を提出すること。
- (10) 本事業はデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE2）の交付決定を受けて実施するものであるため、デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱等、国の通知類や、随時発出される国からの指示に沿って業務を実施すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。

#### (データセンターに関する環境)

第11条 データセンター等は、以下の環境とすること。

- (1) パブリッククラウド上で、オープンソースによるデータ連携基盤を構築すること。
- (2) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービスであること。
- (3) データセンターの設置場所は日本国内とすること。

(システム利用形態)

第12条 サービス利用者によるシステムの利用形態は以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) システムは、市民等一般利用者にとって簡便でわかりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスとすること。また、パソコンに加えてスマートフォンでの利用が可能なこと。
- (2) 市民等一般利用者が、特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、使用機種に制限を与えるようなことがないこと。
- (3) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。

(システムの動作環境)

第13条 サービス利用者は以下の環境において、動作を保証することが望ましい(動作保証が難しい場合は提案書に記載すること)。

(1) パソコン向け

- ① OS は、Windows 8.1 以降、及び MacOS 10 以降、ChromeOS で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
- ② ブラウザは、Edge のほか、Mozilla Firefox、safari、Google Chrome で利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
- ③ インターネットに接続されており、上記の OS、ブラウザを利用している人は誰でも利用可能であること。
- ④ ブラウザのみで利用者機能が実現可能であること。
- ⑤ 利用者のパソコン端末へ特別なソフトウェア等のインストールを行わずに利用が可能であること。

(2) スマートフォン・タブレット向け

- ① OS は、iOS 8.0 以降、及び Android 5.0 以降に対応し、国内の通信会社 (NTT ドコモ、ソフトバンク、au ほか) より発売された機種で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう、速やかに対応できること。
- ② ブラウザは、Google Chrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるブラウザのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
- ③ 特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。
- ④ 機種によって機能制限がある場合は、予め動作検証を行ったうえで発注者の確認をとること
- ⑤ タブレット型の一般的な機種についても、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整できること。

## 第四章 機能要件

(計画準備)

第14条 受注者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制についての計画を立案し、業務実施計画書として取りまとめ、発注者の承認を得るものとする。資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者より貸与を受け整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。

(データ連携基盤)

第15条 データ連携基盤の要件定義、詳細設計、構築

データ連携基盤に搭載する機能については、以下の表のとおりとする。

表 1：データ連携基盤の搭載機能一覧

L1 機能群	L2 機能ブロック	L3 個別機能			
サービス連携	共通サービス	可視化・分析ダッシュボード			
	オープンAPI	L1「オープンAPI」に記載			
	API管理	APIライフサイクル管理	APIゲートウェイ		
認証	認証・認可	認証	認可		
	ユーザ管理	アカウント管理	ロール管理	ポリシー管理	
データマネジメント	データ仲介	データ蓄積	データ分散		
	データ管理	データストア			
外部データ連携	データ処理	データ変換	データ受付(キューイング)	データ取得(クローリング)	
共通機能	セキュリティ	認証	暗号化	不正アクセス防止	不正アクセス検知・遮断
		脆弱性管理	ログ管理		
	運用	拡張容易	可用性	都市OS企画・開発管理	サービス移行管理
		システム運用管理			
オープンAPI	認証系API	認証・認可			
	データマネジメント系API	データアクセス			
インターフェース	アセット/ 他システム連携	片方向通信	ネットワークインターフェース		

第16条 利用場所、利用端末等

データ連携基盤がインターネットと接続するための回線や接続サービス、サービスドメイン、グローバルIP などについては受注者にて確保すること。

第17条 設計方針

- (1) データ連携基盤は、多様な主体が活用できるよう FIWARE のコンポーネントを中心に構築すること。
- (2) 連携対象となるデータについて、FIWARE NGSIv2 にて標準化されるデータモデルに準拠し、データモデルの設計を実施すること。
- (3) 各データモデルについては、GIF 及び IMI 共通語彙基盤等を参照し、分野横断でも活用できるようデータ項目を可能な限り共通化すること。
- (4) 連携したデータはデータ連携基盤が有する API(FIWARE NGSIv2 準拠)を必要に応じて公開し、



API を通じて各種サービスへデータ提供ができること。

#### 第18条 連携するデータ

- (1) 連携対象データ、情報、取り込み先、データ形式は別紙2を想定しているが、追加、変更も可とする（整理・取り込む情報については別途協議）。
- (2) 対象データとの連携は自動化を基本とし、開発等が必要な場合は本調達に含めること（連携先含む）。但し連携頻度が少なく自動化の必要がない等のデータについては、発注者との協議の上、手動連携でも可とする。対象データ及び連携方法については企画提案書に記載すること。
- (3) ふるさと納税管理システムとの連携
  - ① ふるさと納税お礼品情報、ふるさと納税協力地域企業情報を整理・取得し、データ連携基盤に取り込むこと。
  - ② データ連携基盤内では、個人情報とされない情報を取り扱うこと（必要な場合は匿名加工等を行うこと）。
  - ③ 連携（取得・取込み）は定期的（日次等）に自動で行うこと。
  - ④ 連携に開発等が必要な場合は本調達に含めること（連携先含む）。
  - ⑤ 開発構築において、ふるさと納税管理システム事業者と連携、確認すること。
  - ⑥ 連携方法詳細については企画提案書に記載すること。
  - ⑦ ふるさと納税管理システムに関する問い合わせ先は本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。
- (4) 水防監視システムとの連携
  - ① 河川カメラ情報を地図ダッシュボードで表現できる形式で連携すること。連携方法については本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。
  - ② 河川カメラ情報以外の情報（雨量観測データ、水位観測データ等）については、発注者がR4年度に構築する総合防災システムより取り込む想定としている。
  - ③ 連携（取得・取込み等）はリアルタイムに自動で行うこと。
  - ④ 連携に開発等が必要な場合は本調達に含めること
- (5) 総合防災システムとの連携
  - ① 発注者がR4年度に構築予定の総合防災システムより、防災情報（避難発令場所・対象者（年齢）、避難所開設・避難者数、アンダーパス情報、雨量計、水位計等）を自動で定期的を取得すること。また、県河川監視データの連携は、総合防災システム経由でも可とする。
  - ② 連携に必要なデータ連携基盤側の開発は、本調達に含めること（総合防災システム側の開発は本調達に含めない）。
  - ③ 連携方法詳細については企画提案書に記載すること。
  - ④ 開発構築において総合防災システム構築事業者と連携すること（総合防災システム構築事業者決定次第別途連絡）。

（データ連携基盤を活用したサービス）

第19条 対象データ（別紙）と連携した以下サービスを実現する提案を行うこと。但し、受注者が提案する

サービスによって追加、変更も可とする。

(1) 地域活性化サービス

① データ活用サービス

(ア) ふるさと納税協力地域事業者（約 200 社）、参加地域事業者（2 社程度）、焼津市職員のデータドリブン促進に向けたデータ活用サービスを提供すること。

(イ) ふるさと納税協力地域事業者、参加地域事業者、地域住民、焼津市職員向けにそれぞれ分析ダッシュボードを作成し提供すること。

② 地域特産物の消費促進に向けデータを整理し、データモデルに従いデータカタログサイト上で API を公開すること。

③ 消費促進、観光者への訴求を目指し、地図ダッシュボードで、店舗情報、イベント情報等の紹介を行うこと。

(2) 防災情報サービス

① 市民への「よりわかりやすい」情報伝達を実現するため、リアルタイムでも情報配信可能な地図ダッシュボードにより、防災、災害避難情報を公開すること。

② 焼津市防災メール登録者及び焼津市公式 LINE 登録者に、データ連携基盤に蓄積された防災情報（避難発令場所・対象者（年齢）、避難所開設・避難者数、気象情報、警報等）を配信すること（配信する防災情報は別途協議）。

③ 防災情報に関するデータを整理し、データモデルに従いデータカタログサイト上で API 公開すること。

④ 焼津市職員向けに分析環境・分析ダッシュボードを提供すること。

第20条 提供機能

(1) データカタログサイト

① データ連携基盤で提供する API をカタログ化しウェブサイトにて公開すること。

② 利用者向けに API 情報、API 仕様ドキュメントを共有すること。

③ 対象データは発注者と協議の上、表示していくものとする。

(2) 地図ダッシュボード

① データ連携基盤に蓄積したデータを地図上で可視化しウェブサイトにて公開すること。

② 対象データは発注者との協議の上、表示していくものとする。

(3) データ活用サービス

① データ連携基盤に蓄積されたデータ等を分析するためのツールを準備し、参加地域事業者、焼津市職員それぞれに、同基盤と連携した分析環境を構築すること。

② ふるさと納税協力地域事業者、参加地域事業者、焼津市職員それぞれに分析ダッシュボードを構築し、関連する情報を表示・公開すること。

③ 地域の消費促進を目指し、地域住民・観光者向けに、関連する情報を分析ダッシュボードで表示・公開すること。

④ 対象データは発注者と協議の上、表示していくものとする。

(4) 既存システム（焼津市防災メール・焼津市公式 LINE）との連携

① 発注者が既存で構築している焼津市防災メールシステムと連携する仕組みを本調達にて構築

すること（焼津市防災メールと焼津市公式 LINE とは既存システムで連携）。

- ② 既存システムに関する問い合わせ先は本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。

## 第五章 非機能要件

### （個人情報保護）

第21条 スマートシティ YAIZU プラットフォームで流通するデータ（連携するデータ等）は、個人情報と  
ならないデータを利用すること（個人情報に該当するデータを利用する場合、本業務内で匿名加工等  
を行い利用すること）。

第22条 本業務で必要となる、個人情報や機微な情報についての取り扱いに関する考え方、取り扱い方法  
（必要な手続き、ルール、匿名加工の工程、PIA のほか、データ作成における自動化や省力化の手法等）  
について提案すること。

### （操作研修実施・マニュアル作成）

第23条 スマートシティ YAIZU プラットフォームを維持運営するための研修

- (1) データ連携基盤の各機能の説明を行うとともに、操作に関する研修を行うこと。
- (2) 研修に際してはマニュアル等を作成すること
- (3) 研修は自治体に対し、データ連携基盤に関する講習の経験を有している担当者であることが望  
ましい。

第24条 データ活用サービス（分析環境・分析ダッシュボード）操作研修

- (1) 関連する地元企業や焼津市職員が円滑に操作できるよう、分析ツールの操作研修を行うこと。
- (2) 研修に際してはマニュアル等を作成すること
- (3) ふるさと納税・協力企業、売上向上のために、対象データのタグ付け・整理を行い、分析ダッ  
シュボードで地域事業者・焼津市職員がデータドリブンを行えるようにすること。

### （検証・調整期間における管理）

第25条 基本要件

- (1) 受注者は、システム検証・調整期間において本仕様書の要件を満たす品質・性能等を提供する  
ために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- (2) 受注者の拠点と業務実施場所は国内とする。
- (3) 発注者とのやりとりは、日本語（外国人技術者の場合は、日本語能力試験 N1 相当のコミュニ  
ケーション能力があること）で対応すること。
- (4) 問い合わせ窓口を一元化すること。
- (5) 利用者に影響するような事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡すること。あわせて復旧  
対応を実施し、復旧に向けた対応、復旧について都度連絡を行うこと。
- (6) 計画停止の際は事前に発注者に連絡し、対応完了後も連絡を行うこと。

第26条 検証・調整業務

- (1) スマートシティ YAIZU プラットフォームの動作障害等を定期的に確認し、発生時は対応すること。
- (2) 構成機器のリソース状況を定期的に確認すること。
- (3) スマートシティ YAIZU プラットフォームに関する必須データや設定ファイル、集積されたデータや開発された API 等の日次バックアップを取得し、世代管理（3世代程度）を行うこと。
- (4) ハードウェア、ソフトウェアの修正プログラムやバージョンアッププログラムは、評価のうえで随時適用すること。
- (5) スマートシティ YAIZU プラットフォームに関係する構成等の変更が発生した場合は、関係資料の修正を実施し、提出分は既存資料の差し替えを行うこと。

第27条 連絡調整・問合せ対応

- (1) 問い合わせ対応は原則として、平日 9:00～17:00 とする。ただし、重大な障害及びインシデント発生時の緊急連絡用電話番号を用意すること。
- (2) 問い合わせを受け付けて、助言や問題の切り分け、必要な対応を行うこと。
- (3) 状況変更等に際し、データ連携基盤内部に関係する事項について検討や設定変更が必要な依頼に対応すること。
- (4) スマートシティ YAIZU プラットフォームのサービスについて、それぞれ表 2 の要件を満たすこと。

表 2：スマートシティ YAIZU プラットフォームのサービス利用要件

サービスレベル	規定内容	目標値
サービス提供時間	・ 利用者が本サービスを利用できる時間 ・ 計画停止時間を除く	24 時間 365 日
サービス稼働率	・ サービスを利用できる確率 （（計画サービス時間※1 - 停止時間※2） ÷ 計画サービス時間 ※1.計画サービス時間：サービス時間 - 計画停止時間 ※2.停止時間：外部からの全てのリクエストに応答不可となった時間	99.5% 以上
データ量	・ 蓄積可能なデータ件数 ・ 蓄積可能なデータ容量 ※初期に必要な容量であり、随時、拡張可能な構成であることが前提状況となる。	10,000 件以上 100GB 以上
問合せ	・ 問い合わせ、障害申告の受付時間と対応時間	受付 24 時間 365 日 回答 平日日中帯 (9:00-17:00)
計画停止	・ 計画停止の定義	1 週間前までに 通知される定期メンテナンス

(導入効果調査分析)

#### 第28条 Well-Bing 指標

- (1) 導入効果分析の為の市民アンケート作成を行うこと。
- (2) 作成したアンケートを対象者に配布（郵送費は含まず）、回収、集計し、導入効果把握の為の分析を行うこと
- (3) アンケート作成や Well-Bing 指標の活用方法について、デジタル庁や一般社団法人スマートシティ・インスティテュートのWEBサイトに掲載されているLWC指標に関する情報を踏まえ、発注者に適切な提案を行うこと。

#### 第29条 KPI 指標

発注者は、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業の中で、地域活性化サービスにおいては、分析ツールの利用回数及びダッシュボードの閲覧回数、防災サービスにおいては、ダッシュボードの閲覧回数及び焼津市公式LINEアカウントのターゲットリーチ数をアウトプット指標としている。指標数値の向上に向けた取り組みの提案や、状況把握のためのスマートシティ YAIZU プラットフォーム稼働状況等の報告を行うこと

#### 第30条 その他

次の事項を考慮した提案とすること。

- (1) スマートシティ YAIZU プラットフォームが提供するAPIを利用するサービス事業者の追加やそれに伴う利用権限設定、認証情報の払い出しについて、発注者からの依頼を受けた本業務内で対応すること。
- (2) スマートシティ YAIZU プラットフォームが提供するAPIやダッシュボード利用状況について、発注者からの依頼を受け本業務内で発注者へ報告を実施すること。
- (3) 連携データの取得先の変更、ダッシュボードの修正等の軽微な修正について、発注者からの依頼を受け本業務内で対応すること。
- (4) 運用開始後（本業務終了後）において、連携データの追加、データ連携基盤の機能拡張等について、発注者と協議の上、追加開発が可能であること。

(成果物)

第31条 データ連携基盤を構築し、利用可能な状態で提供すること。

第32条 API開発及びサービス開発等を行い、利用可能な状態で提供すること。

第33条 本業務の成果物の著作権及び所有権は、システムの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとし、発注者に許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

第34条 業務完了時に次の書類等を提出すること。なお、提出場所は焼津市行政経営部デジタル戦略課、提出期限は令和5年3月31日とする。

- (1) 業務完了報告書（紙媒体1部：発注者様式）
- (2) 業務概要報告書（紙媒体5部及び電子媒体：本プロポーザルの提案書をベースに本委託業務の最終内容の要旨を完結にまとめたもの）

(3)次条表3の2～8、表4の1～7の最終版（紙媒体1部及び電子媒体）

### 第35条 提出書類一覧

本業務において、提出すべき書類等は表3、表4を基本とする。

表 3：環境整備・サービス開発フェーズにおける提出書類一覧

名称	内容	提出期限
1 契約書記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者報告書</li> <li>・再委託に関する承諾依頼書（再委託がある場合のみ）</li> </ul>	契約締結後速やかに
2 プロジェクト計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画書※</li> <li>・構築体制表（体制図、連絡窓口、作業分担、等）※</li> <li>・プロジェクト運営規約</li> <li>・全体スケジュール</li> </ul>	契約締結後 2週間以内（※は受注後速やかに）
3 プロジェクト管理及び会議資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理表（文書管理、課題管理表、変更管理等）</li> <li>・報告書（進捗報告、作業報告等）</li> <li>・議事録（会議体の終了後3営業日以内）</li> </ul>	随時
4 構築計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートシティ YAIZU プラットフォーム構築計画書</li> <li>・開発サービス構築設計書</li> <li>・API 等の開発計画書</li> <li>・システム管理に関する計画書</li> </ul>	契約締結後 2週間以内
5 設計書（基本設計書・詳細設計書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートシティ YAIZU プラットフォームの設計書</li> <li>・開発サービスの設計書</li> <li>・API 等の開発物の設計書</li> <li>・システム管理に関する設計書</li> </ul>	工程完了後速やかに
6 操作手順書・マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートシティ YAIZU プラットフォームの各機能の操作手順書</li> <li>・スマートシティ YAIZU プラットフォーム操作研修マニュアル</li> <li>・分析環境・分析ダッシュボード研修マニュアル</li> </ul>	工程完了後速やかに
7 各種設定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートシティ YAIZU プラットフォームの設定書</li> <li>・開発サービスの設定書</li> <li>・API 等の開発物の設定書</li> <li>・システム管理に関する設定書</li> </ul>	工程完了後速やかに
8 試験成績表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携基盤、開発サービス等の試験成績表</li> </ul>	工程完了後速やかに

表 4：検証、調整フェーズにおける提出書類一覧

名称	内容	提出期限
1 検証計画書	・スケジュール ・管理体制表 ・実施計画書 等	検証開始時
2 導入効果報告書	・ Well-Being 報告書 ・ 市民アンケート ・ 市民アンケート集計結果及び分析結果 ・ KPI 関連指標報告書 ・ 分析環境・分析ダッシュボード 利用回数 ・ 地域活性化サービス 地図ダッシュボード閲覧回数 ・ 防災情報サービス 地図ダッシュボード閲覧回数	工程完了後速やかに
3 問合せ管理表	・ 問合せ管理表等	都度
4 定期・臨時作業報告書	・ 作業内容 ・ 作業実施者 ・ 作業量 等	都度
5 システム管理報告書	・ 問合せ 受付、対応状況 ・ システムの稼働及びリソース状況 ・ サービスレベル状況 ・ 障害一覧 ・ セキュリティ対応状況 ・ その他、発注者が必要と判断した書類	期間終了時
6 議事録等	・ 議事録 ・ その他報告事項に関する資料	都度
7 重大事故等報告書	・ 重大障害対応結果の報告	都度

## 第六章 その他

(関連業務との連携)

第36条 本業務を実施するにあたり、発注者が必要と判断する協議会、会議、打合せに参加、協力すること。

(独自提案)

第37条 その他、Well-Being 向上に向けた独自の提案をすること。

(疑義)

第38条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、発注者と受注者の協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。